

## 【質問 2 : 勤労者を雇用する場合の税制上の恩恵について】

### <回答>

#### 1. 働き場所創設のために雇用を増加する企業に対する税制上の優遇について

(1)青色申告法人が2011年(平成23年)4月1日から2018年(平成30年)3月31日までの間に開始する各事業年度において、地域雇用開発促進法第7条に規定する地域(東京、大阪、愛知などの大都市は除かれている)に所在する事業所における当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加していることについて証明されるなど一定の場合に、税額控除が認められる。

新たに雇用された従業員の数×40万円

ただし、その事業年度の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度とする。

#### 2. 非正規社員を正規社員に転換したり、賃金が増加する等、働き場所の質を高める企業に対する税制上の優遇について

(2)2013年(平成25年)度税制改正により、個人所得の拡大を図る観点から、企業の労働分配(給与等支給)を促す所得拡大促進税制が創設されました。所得拡大促進税制は、雇用者に対する給与等支給額を増加させ、一定の要件を満たした場合に、当該支給増加額の一定の割合を税額控除できる制度である。要件の概要は以下の通りである。

- ①適用しようとする年度の給与等支給額が基準年度の給与等支給額より一定の割合以上増加していること
- ②適用しようとする年度の給与等支給額が前年度の給与等支給額を上回っていること
- ③一人当たりの給与等支給額が前年より増加していること

本制度は、より多くの企業が税制上の恩典を受けられるよう、適用要件の緩和や控除割合の増加などの改正が行われています。